

武庫川女子大学寮管理運営細則

この細則は、武庫川女子大学寮則に基づき、本学の教育寮である貞和寮およびむつみ寮に適用する。

1 生活指導

- (1) 寮則を守り、風紀を厳正にする。
- (2) 礼儀を重んじ、やさしく人に接する。
- (3) 互いに親しくし、協力する。
- (4) 常に清掃整頓をはかる。
- (5) 常に上品な言葉を心がける。

2 寮内組織

(寮生委員)

- (1) 貞和寮には RA (レジデント・アシスタント) をおき、各寮にフロアリーダー又はグループリーダーをおく。
- (2) RA の任務
RA は、寮管理人とともに寮生をまとめ、寮生活全般の運営にあたる。
- (3) フロアリーダー又はグループリーダーの任務
フロアリーダー又はグループリーダーは、管理・運営のサポート。
- (4) RA・フロアリーダー/グループリーダーの任期
委員の任期は、半年又は一年とし、再任を妨げない。

3 施設設備利用の注意点

- (1) 寮生は、居室・共同設備・その他備品などを常に良好な状態で保全するよう努めなければならない。
- (2) 施設設備又は備品等を破損、紛失した場合は、直ちに管理人に届け出ること。
(「始末書」の提出及び破損・紛失にかかる費用を負担しなければならないことがある。)

4 防火管理

- (1) 各寮の防火責任者には寮管理人がこれに当たる。
- (2) 防火管理・災害防止については「消防計画」により積極的に協力すること。
- (3) 多数の寮生が共同生活している寮内では、一人の不注意により大火災を起こすことがあるので、各自火気には細心の注意を払うこと。
- (4) 寮室内においては、アイロン・電熱器等の使用を禁止する。
- (5) 夜 11 時以降は、特別な事情がない限りアイロン・電熱器・ガスの使用を禁止する。
- (6) 各寮で自衛消防隊を組織し、毎年 4 月に防災訓練を行い、火災予防に関する心得や知識の徹底を図る。

火災、自然災害その他事故発生の際は、沈着に臨機の処置をとるとともに、直ちに寮管理人に報告し、その指示を受ける。なお、大学関係者からの指示が受けられない場合にあっては、防火訓練での経験をもとに自らの身を守ることに最善をつくす。

5 日常 各寮のルールに準ずる

(日課)

平日の日課は以下を基本とする。大学及び学寮の特別行事に関する日程は、別に定める。

7:00	門の開錠
7:00～9:30	朝食
17:00～22:00	入浴
18:00～21:30	夕食
22:30	門限・点呼
23:00	消灯・就寝

上記を基本とするが、細部については各寮で定める。

(点呼)

点呼は各寮のルールに準じおこなう。

管理人から注意事項又は、寮生間で連絡事項があれば伝達する。

(当番)

寮生は、輪番制により各寮で定める各種当番をしなければならない。

6 生活

(帰省・外泊・外出)

- (1) 父母等宅に宿泊することを帰省、父母等宅以外に宿泊することを外泊と呼ぶ。
- (2) 外泊は月2回までとし、帰省は含めない。ただし、休暇中はこの限りではない。
- (3) 帰省・外泊及び学内・学外公認団体行事の参加等によって外泊しなければならない場合は、帰省先・外泊先・用件・出発帰寮予定日を所定の「帰省・外泊台帳」に記入して、管理人の許可を受ける。
- (4) 特別な理由により、門限及び点呼に遅れる場合は、前もって管理人の許可を受けなければならない。

(病気)

病気・負傷その他の事故があった場合は、直ちに管理人に報告すること。

(外来者の面会)

- (1) 寮のルールに準じ、外来者は寮備えつけの外来者名簿に住所・氏名・用件を明記すること。
- (2) 外来者との面会は、管理人の承認を得て、所定の場所で行う。

7 居室の変更 各寮のルールに準ずる

居室の変更は4月と9月に行う。

8 入寮・退寮

(入寮手続)

- (1) 入寮希望者は、「入寮願書」を学生部に提出する。
- (2) 入寮を許可された者は、保証人連署の「入寮誓書」と「身上調査書」を管理人に提出する。
- (3) 入寮の際は、入寮費を指定された期限内に、銀行振込により納入しなければならない。
- (4) 退寮した者が、「再入寮願」を提出した場合はこれを認めることがある。ただし、この場合は再入寮費を納めるものとする。
- (5) 原則、最初入寮した寮より他寮に転ずることは認めない。
- (6) 学年が改めるにあたり、引き続き在寮を希望する者は、所定の期日までに「在寮継続願」を学生部に提出し許可を得るものとする。ただし、本人が本学寮生として不相当と認められる時は、許可されない場合もある。

(退寮手続)

病気その他やむを得ない理由により、学年の途中退寮を希望する者は、保証人連署の「退寮願」を学生部に提出し、許可を得た後退寮するものとする。緊急の場合は学長が決定する。

(年度途中の入寮)

年度途中の入寮希望者は、「入寮願書」を学生部に提出し、許可を経て入寮手続きを行う。

9 寮経費

(納金)

- (1) 寮費は口座振替により、毎月納入しなければならない。
- (2) 特別の事由による途中退寮者であっても、既納寮費の返金を行わない。

10 その他

- (1) 寮内で、飲酒（ノンアルコール飲料含む）・喫煙（加熱式、電子たばこ含む）をしてはならない。
- (2) 本細則の運用を円滑にするために、各寮のしおりを設けるものとする。
- (3) 様々な理由により、「在寮証明書」が必要な場合は寮事務室に申し出ること。